

< 令和8年10月1日～ 自賠責保険施術料金目安表【標準】 >

項目	細項目	料金	備考
初検料		3,100	最初の来院日に算定可
初検時相談支援料		180	初検時に算定可。算定する際にはカルテに相談内容を記載する必要あり
初検料加算	時間外	780	6:00～8:00 及び 18:00～22:00 但し、該当時刻が施術時間内の場合は算定不可
	休日	2,240	日曜・祝日・12/29～1/3 但し、当該日を施術日としている場合は算定不可
	深夜	4,490	22:00～6:00 但し、該当時間を施術時間としている場合は算定不可
再検料		600	1ヶ月2回を限度とし、初検料を算定した月の翌々月を限度とします。(合計6回まで算定可)
往療料*1	距離*2	3,310	往診した日に算定可(片道4km以内)
		3,670	4キロメートルを超えた場合
往療料加算	時間外	100%	6:00～8:00 及び 18:00～22:00 但し、該当時刻が施術時間内の場合は、算定不可。基本往療料に距離加算額を加えた値に掛けて算定。
	その他	200%	算定方法は上記に同じ。 深夜(初検加算に同じ)、難路(急激な坂道等)、暴風雨雪(気象庁による警報がでている)の場合にのみ算定可
情報提供料		1,000	柔道整復内の傷病について、医療機関に紹介した場合に限り算定可。 同意を得る為だけの紹介や内科系疾患による紹介などでは算定不可。
特別材料料	骨折・脱臼 不全骨折	1,670	初検を算定日に、初回処置料と共に算定可。
	捻挫・打撲 挫傷	1,020	なお、骨折、不全骨折又は脱臼について、特別材料料の交換が必要となった場合には、2回まで特別材料費として算定可。

初回処置料		
項目	部位	料金
骨折 整復料	大腿骨・下腿骨 上腕骨・前腕骨	16,920
	鎖骨・指骨・手根骨 中手骨・肋骨・趾骨 足根骨・中足骨	7,850
不全骨折 固定料	骨盤・大腿骨	13,610
	下腿骨・膝蓋骨 上腕骨・前腕骨	10,440
	胸骨・肋骨・鎖骨	5,830
	指骨・中手骨・手根骨 趾骨・中足骨・足根骨	5,540
脱臼 整復料	股関節	13,320
	肩関節	11,740
	肘関節・膝関節・手関節 指関節・足関節・趾関節	5,540
	顎関節(一側毎)	3,670
施療料	捻挫・打撲・挫傷の際 部位に因らず、一部位毎に 算定可	1,100

内 容			3ヶ月まで	4ヶ月～	3部位目～	備 考
後療料	骨折	一般	2,040	2,040	1,220	【初検から算定可能】 条件：初回処置料を算定しない場合
		拘縮	2,620	2,620	1,570	
	不全骨折	一般	1,740	1,740	1,040	【2回目から算定可能】 条件：初回処置料を算定する場合
		拘縮	2,300	2,300	1,380	
	脱 臼		1,740	1,040	1,040	【拘縮後療算定条件】 ・関節近傍の骨折 ・拘縮が2関節以上にわたっている ・受傷日より起算して22日より
	捻挫・打撲・挫傷		1,320	790	790	
電 療 料	骨折・不全骨折	冷	200	200	120	初検日より算定可。 但し、冷電法と温電法は重複請求不可。 *損保会社または設定により可変
		温*	200 190	200 190	120 110	
	そ の 他	冷	200	120	120	初検日より算定可。 但し、冷電法と温電法は重複請求不可。 *損保会社または設定により可変
		温*	200 190	120 110	120 110	
電療料	骨折・不全骨折		1,130	1,130	680	初検日より算定可。 但し、電療の種類や回数問わず、1日1回のみ算定可。
	そ の 他		1,130	680	680	

施術証明書料 (1通につき)		5,000
入室料		1,400
食事料		470
指導管理料*3		820
運動療法料*4		460
包帯交換料 ※5	骨折・脱臼 不全骨折	770
	捻挫・打撲 挫傷	410

無 断 転 載 禁 止

令和8年10月1日実施

- *1 往療の正当な理由なく(歩行不能の理由なく)、患家の求めに応じて往診した際、算定は不可。
- *2 距離とは、直線距離であって実際の移動距離ではない。又、続けて往療をする場合には、前の患家から次の患家までの直線距離か、整骨院から次の患家までの直線距離のどちらか近い方で算定する。
- *3 指導管理料は、7日に1回、月5回を限度として後療とともに算定可。
- *4 運動療法料は、7日に1回、月5回を限度として後療とともに算定可。
但し、1日20分程度、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合にのみ算定。
- *5 包帯交換料は、初回交換時1回・初検日から1週間以内で1回の算定可。以降は、1～2週間以内、2～3週間以内、3～4週間以内、4週間以上で1回ずつ、計6回まで算定可。但し、応答日に来院がない場合は算定不可。